

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第3期)懇話会開催要領

1 目的

「姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第3期)」(以下「計画」という。)の進捗状況等を確認し、計画の推進について外部の専門家等から助言等を求めるため、姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第3期)懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

2 検討事項

懇話会は、次の事項について検討を行う。

- (1) DV(配偶者等からの暴力)に関する国、県の方針や社会的動向等
- (2) 計画に掲げる施策の進捗状況
- (3) その他計画の推進に必要な事項

3 構成員

懇話会は、次に掲げる者のうち市長が指名する10人以内の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 法律関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 警察関係者
- (7) 教育関係者
- (8) 民間支援団体関係者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他市長が指名する者

4 運営

- (1) 懇話会に座長を置き、市長が指名する。
- (2) 座長は、懇話会の会議を進行する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 懇話会の会議は、市長が招集する。

5 その他

- (1) 懇話会の庶務は、健康福祉局保健福祉部保健福祉政策課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。